

社会福祉法人みさかえ学園 平成26年度事業計画

はじめに

当法人は昭和39年10月1日に南薩地域唯一の精神薄弱児施設として開園し、50年という節目の年を迎えた。

当法人の基本精神として「私たちは、宇宙大生命によってつくられ、生かされています。」「それぞれは、唯一のかけがえのない尊い存在です。」「それ故、個人の尊厳と、人としての生きる権利を大切に守ります。」「豊かな生活をし、充実した人生が送れるように尽くします。」「私たちは、常に自らの責務を自覚し、愛の精神をもって支援します。」という言葉を先代の堂園孝一理事長から受け継ぎ、常にその言葉を念頭に置き、利用者支援等を行ってきた。

特に近年、福祉情勢は目まぐるしく変化しているが、常に施設利用者及び家族本位の支援等に変化のないよう支援等を行い、誰もが充実した生活を送れるよう尽くすことで、今後も南薩地域に根付いた障害児入所施設及び障害者支援施設であるよう、地域の利用者のニーズをいち早くとらえ、南薩地域の核となるよう努めたい。

さて、平成26年度の主な改正点は、障害支援区分の創設、グループホームとケアホームを一元化が行われる。

まず、障害支援区分の創設については障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分制定に当たって適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとして、障害程度区からを障害支援区分と改称された。

これまで知的障害及び精神障害は一次判定（コンピュータ判定）の結果から二次判定（市町村審査会）で区分の引き上げをされるケースや市町村審査会によって判断が区々であったため見直しが必要とされた。

今回の障害支援区分に当たっては現存の認定調査項目から障害の特性をより反映できる80調査項目への見直しと医師意見書が盛り込まれ、一次判定（コンピューター判定）でより適かつ正確な判定が出来るようになったといえる。また、二次判定（市町村審査会）では障害者の状況を特記事項で示すことと医師の意見書により総合的に評価する仕組みとなっている。

この改正により障害を持っている方への障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者の心身の状態を総合的に示す区分が適切で支援度の高い方に必要なサービスが優先的に提供される仕組みとなり、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものになっている。

次に平成26年4月よりグループホームとケアホームを一元化されることが決まっている。この一元化はグループホームで提供する支援は日常生活上の援助等を行うとともに、利用者のニーズに応じて食事等の介護を提供利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供が行えるようになっている。このうち、介護の提供については、グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型）、外部の居宅介護事業者に委託するか（外部サービス利用型）のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとなっている。また、より一人暮らしに近い形態で暮らしたいとの要望に応えつつ、多様な住まいの場を確保する観点から、共同生活住居との連携を前提として、既存のアパート等の一室を活用するサテライト型のグループホームを創設することも出来ることが、盛り込まれており、障害者の地域社会における共存の実現がますます進んでいくこととなる。

今後の福祉情勢を鑑みる中で、当法人の責務としても地域福祉に必要とされる福祉サービスの拡充を図ることが地域貢献であり、事業の多機能化によって適切な福祉サービスを必要とされて方々へ活動の場を支援していきたいと考える。

最後に長年に渡るご支援・ご指導をいただいた行政を始め、法人役員及び地域住民等に心から感謝を述べ、今後もご支援・ご指導をいただきながら、当法人の運営を行っていきたい。

1. 事業内容

(1) 第1種社会福祉事業

- ア) 障害児入所施設みさかえ学園の設置経営
- イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

　　障害福祉サービス事業（短期入所みさかえ学園）

(3) 地域生活支援事業

　　日中一時支援事業

2. 事業方針

- (1) 利用者の方々に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護及びその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。
- (2) 利用者の方々の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った安心で信頼のにおけるサービスの提供に取り組む。

- (3) 一人ひとりの状況を常に把握し、リスクマネージメント体制に基づいて、事故防止や感染症対策に努める。
- (4) 事業者は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、行政、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は教育機関等との密接な連携に努めるものとする。
- (5) 利用者、ご家族の意見等を真摯に受け止め、より良い福祉サービスの向上に努める。
- (6) 事業者は、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設の「人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 法人事業計画における目標

(1) 新体系サービスへの移行

現在、当法人の母体は福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設の生活介護、施設入所支援（みなし指定）の運営となっている。

18歳以上の障害児入所施設者への対応については平成30年3月末まで経過措置期間が設けられているが、今後、より良い運営を目指すに当たって障害児入所施設及び障害者支援施設として障害児施設・障害者支援施設併設という形で早急に移行することが必要である。

その中で、新体系サービス移行に伴う懸案事項として障害児入所施設の児童及び障害者支援施設の定員、人材の確保、障害者支援施設における医師配置が挙げられる。

まず、障害児入所施設及び障害者支援施設の定員については平成26年4月1日予定で38名中21名が障害者としての支援、17名が障害児入所施設としての支援を受けることとなる。現在、当施設は4名単位の居室が設けられ、合計で10居室が設けられている。成人男女、学童児男女を4つに区別する中で今後を見据えた定員数が求められる。

次に人材の確保であるが新体系移行によりそれぞれ職員の配置基準が異なってくる。特に当施設においては障害者の平均障害程度区分が5以上であることから利用者3人につき、1名の職員を配置することとなっており、この移行計画について人材の確保が一番のポイントである。

平成25年度末時点で、新体系サービス移行に欠かせない児童発達管理責任者及びサービス管理責任者の資格を持つ者は確保されているが、障害児入所施設、障害者支援施設として運営するための職員配置をより強化し、少なくとも7~10

人の採用を行いたい。

最後に、障害者支援施設移行における医師配置の見直しであるが、現在、当施設では、同じ精神科等の定期通院においても利用者状態及び家族の意向により様々な医療機関を受診させているが、この見直しにより法人で定めた嘱託医の経営する医療機関以外には原則的に外来受診出来なくなることが盛り込まれている。(嘱託医の専門外への診療は可能)

また嘱託医が定期通院等の診療時に個人等請求が出来ず、嘱託医としての報酬のみとなってしまうことから嘱託医の確保が難しくなり、改正案では嘱託医を置かなくてよいことが定められている。

しかしながら、原則的に配置することが定められているため、嘱託医を置かない施設においては生活介護等の報酬単価減算が行われる。

この見直しは施設の意向により嘱託医の配置を定めることができるが、これまで長年、利用者の状態及び家族の意向により定めてきた医療機関を法人の定めた嘱託医に移行することは容易ではないため、嘱託医を配置においては慎重に協議を進めていく。

以上の懸案事項を早急に解消し、平成 26 年度内の新体系サービス移行を目指す。

(2) 共同生活援助（グループホーム）の事業化

障害者支援施設等利用待機者は南薩広域においても非常に多く、地域に必要な福祉サービスのニーズに配慮する中で、共同生活援助（グループホーム）「以下 グループホーム」

は必要であると考えられる。

平成 26 年 4 月 1 日施行となる共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化により、グループホームにおいて日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を提供できることになった。

現在、当法人等でグループホームにより生活を営むことが望まれる対象者が約 5 名おり、障害者の地域生活の基盤となる住まいの場を提供することが、福祉施設としての在り方であると考え、グループホームの事業化に向けて平成 26 年度内に着手したいと考える。

具体案として現在、グループホームの入居対象者が約 6 名ということから中古住宅の賃貸で生活の拠点を構えることを手始めに行い、入居者の状況を見ながら、新規土地の取得及びグループホームの新築と展開していく。

しかしながら、グループホーム入居者においては日中活動（自立訓練等）の場を提供しなければならないことから、合わせて日中活動の場を提供出来るよ

う模索する。

(3) 多機能型福祉施設の事業計画

平成25年度からの計画されている多機能型福祉施設の事業化においては現在、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援を計画している。

この計画は南薩広域唯一の障害児入所施設としてのノウハウを持っていることを活かし、就学前の障害児や家族に対する支援や日中一時支援事業（地域生活支援事業）と放課後等デイサービス（自立支援）の差別化を図るものである。

また、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）においては通所を希望する方やグループホーム等の利用者を対象に行う支援である。

最後に就労移行支援においては養護学校高等部の卒業生等を対象に就労に向けた支援を行っていく。

本計画における進捗状況については、旧みさかえ学園跡地の一部売買が行われた。今後、残りの土地購入し、土地の確保を行う予定である。

しかしながら多機能型福祉施設の事業化については資金面において金融機関から借入金を行うことが必要となり、返済条件や当法人の事業展開について理解のある金融機関から選定を急ぎ、資金の調達を行う。

その後、設計業者の選定、建設施工業者の選定を行い、着工を目指す。

4. 施設における目標

(1) 利用者支援

①個別支援計画に基づき、利用者一人ひとりの状況を的確に把握し、そのニーズに応じたサービスの提供が行えるよう、専門的支援技術の向上を図る。

②誰もが有意義な生活を送れるよう、日中活動、週・月行事、クラブ活動等にバリエーションを加え、さらに充実した生活となるよう努める。

③利用者の高齢化が進む中で、利用者の状況に応じた体力づくりの強化を行う。

④食事提供における利用者満足度の向上を目指す。

⑤利用者支援に当たっては職員間で連携の強化を図り、共通理解の基、同じ支援が出来るよう努める。

⑥人権擁護委員会や危機管理委員会を中心として、利用者に対する人権擁護の取り組みを推進する。鹿児島県知的障害者福祉協会が推進する人権侵害ゼロへの誓いへの署名、人権侵害防止チェックリストによる自己評価、人権侵害防止に関する改善シート等の活用を図り、利用者に対する人権擁護や虐待防止に努める。

(2) 入所定員の確保

- ①県内養護学校や南薩圏域の小中学校の教育機関、関係市町村福祉事務所を訪問し、入所利用者増を図る。

(3) 職員の定着及び質の向上

- ①新任職員に対しては入職時の新任研修を強化し、社会福祉施設職員としての自覚を持たせる。
- ②すべての職員において仕事のやりがいを見出させるために今後のビジョンを設定させ、業務内容及び外部研修等を通じて自己の成長機会を与える。

(4) 環境整備及び安全管理

- ①施設内は清潔・安全な環境での生活を送るために、園内外の清掃に努め、利用者に快適な生活の場を提供する。また、修繕等必要な箇所については早急に修繕を行えるようにする。
- ②常に危険個所のチェック等を行い、安全な環境づくりに配慮する。
- ③これまでのヒヤリハット報告書や事故報告書を活用し、事故につながる事例の収集を行い、事故防止に役立てる。万が一、事故が起こった場合は必ず事故報告書に記録し、再発防止に向けて、職員間で情報共有を図る。

(5) 保護者との交流・連携

- ①保護者会や面会時等に積極的に交流を図り、連携を密にさせる。特に保護者と連携を取り、支援を行っていく利用者については連絡体制をしっかりと整えていく。
- ②保護者の面会等が少ない利用者については利用者の様子を別途、手紙を出すなどして、面会を促せるようにする。

(6) 地域との交流・連携

- ①本年度も地域行事等に（地区文化祭、子ども会など）積極的に参加し、地域社会との交流を図り、施設及び利用者について理解してもらうよう努める。
- ②地域の防災訓練等に参加し、災害時における地域との連携を深めるだけでなく、地域の一員として貢献していく。
- ③ボランティアや福祉系学校実習生の受け入れを積極的に実施し、社会資源としての役割を担う。

(7) 環境保全・経費節減について

- ①必要以上の水道光熱費等の使用を控え、無駄な経費の節減を行う。